

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年5月24日
【計算期間】	第3期（自平成18年3月1日 至平成18年8月31日）
【発行者名】	ニューシティ・レジデンス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 藤田 哲也
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【事務連絡者氏名】	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社 取締役兼ファイナンス本部長 岩崎 和行
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目10番6号
【電話番号】	03-6229-3860（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成18年11月29日提出の有価証券報告書に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】

①主要な経営指標等の推移

<訂正前>

期	単位	第1期	第2期	第3期
決算年月		平成17年8月	平成18年2月	平成18年8月
(中略)				
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注4)	倍	9.3	12.7	<u>10.5</u>

(中略)

(注6) 「期末稼働率」とは、各期末時点での賃貸借契約締結済み住戸の賃貸面積の合計が賃貸可能面積の合計に占める割合をま

す。

<訂正後>

期	単位	第1期	第2期	第3期
決算年月		平成17年8月	平成18年2月	平成18年8月
(中略)				
デット・サービス・カバレッジ・レシオ (注4)	倍	9.3	12.7	<u>7.4</u>

(中略)

(注6) 「期末稼働率」とは、各期末時点での賃貸借契約締結済み住戸の賃貸面積の合計が賃貸可能面積の合計に占める割合をい

います。

5【運用状況】

(2) 【投資資産】

②【投資不動産物件】

ハ. 個別資産の概要

<訂正前>

<個別資産の概要>

物件番号：C-22	物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅲ	特定資産の種類	信託不動産
(中略)			
土地	容積率/建ぺい率	480%/80%	(中略)
(中略)			
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来480%ですが、中央区の「街並み誘導型地区計画」による緩和により容積率は576.00%となっています。		

<訂正後>

<個別資産の概要>

物件番号：C-22	物件名称：ニューシティレジデンス日本橋人形町Ⅲ	特定資産の種類	信託不動産
(中略)			
土地	容積率/建ぺい率	600%/80%	(中略)
(中略)			
特記事項	信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、中央区の「街並み誘導型地区計画」による緩和により容積率は600.30%となっています。		

二. 鑑定評価書の概要

<訂正前>

<鑑定評価書の概要>

物件番号	名称(注1)	取得価格(注2)	概要									鑑定会社(注5)
			鑑定評価額(百万円)	出来上り利回り(注3)	収益還元法					原価法 積算価格(百万円)	価格時点	
					直接還元価格(百万円)	直接還元利回り(注4)	DCF価格(百万円)	割引率(注4)	最終還元利回り(注4)			
(中略)												
G-6	NCR舞浜	848	841	5.7%	868	5.5%	830	5.5%	5.8%	460	平成19年2月28日	T
(中略)												

<訂正後>

<鑑定評価書の概要>

物件番号	名称(注1)	取得価格(注2)	概要									鑑定会社(注5)
			鑑定評価額(百万円)	出来上り利回り(注3)	収益還元法					原価法 積算価格(百万円)	価格時点	
					直接還元価格(百万円)	直接還元利回り(注4)	DCF価格(百万円)	割引率(注4)	最終還元利回り(注4)			
(中略)												
G-6	NCR舞浜	844	841	5.7%	868	5.5%	830	5.5%	5.8%	460	平成19年2月28日	T
(中略)												

第二部【投資法人の詳細情報】

第3【管理及び運営】

2【利害関係人との取引制限】

(2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

④利害関係人との取引状況等

第3期に係る利害関係人との取引状況は以下のとおりです。

<訂正前>

(イ) 取引状況

区分	売買金額等	
	買付額等（千円）	売付額等（千円）
総額	28,014,000	—
	うち利害関係人からの買付額 27,244,000 (97.3%)	うち利害関係人への売付額 — (—)
利害関係人との取引の内訳		
(中略)		

(ロ) 支払手数料等

区分	支払手数料 総額A (千円)	利害関係人等との取引の内訳（注1）		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円) (注3)	
(中略)				

(注1) 「利害関係人等」とは、投信法第15条第2項にて定義する利害関係人等をいいます。

(後略)

<訂正後>

(イ) 取引状況

区分	売買金額等	
	買付額等（千円）	売付額等（千円）
総額	28,014,000	—
	うち利害関係人からの買付額(注1) 27,244,000 (97.3%)	うち利害関係人への売付額(注1) — (—)
利害関係人との取引の内訳(注1)		
(中略)		

(ロ) 支払手数料等

区分	支払手数料 総額A (千円)	利害関係人との取引の内訳（注1）		B/A (%)
		支払先	支払額B (千円) (注3)	
(中略)				

(注1) 上表に記載する「利害関係人」とは、投信法第15条第2項にて定義される利害関係人等及び資産運用会社の10%以上の株主並びにかかる者の意向を受けて設立された特別目的会社（資産流動化法において規定する特定目的会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、その後の改正を含みます。）において規定する特例有限会社、株式会社等を含みます。）をいいます。

(後略)